

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年3月23日(木) 午前9時30分から
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 3F 第3委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
	2番	牧 潤三	君
委員	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	5番	白川 満秀	君
	6番	岩川 原造	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	9番	日高 清明	君
	10番	笹原 綾乃	君
	12番	牧 優作郎	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	17番	西橋 豊啓	君
	18番	神宮司 守昭	君
	19番	中島 則雄	君
	20番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (2人)

欠席者	13番	岩川 孝行	君
	14番	亀割 義一	君

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第52号 非農地証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日高 望
係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局長

おはようございます。本日は岩川孝行委員と亀割義一委員から欠席の連絡がきております。西橋豊啓委員は出張帰りのため遅れるという事です。

ただ今より平成 28 年度第 12 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員会憲章朗唱は 18 番委員の神宮司守昭委員にお願い致します。

憲章朗唱 (18 番委員)

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

今年度最後の総会になりました。先日、新体制に向けての農業委員ということで事務局が設定をしております。それにつきましては、皆さんの暗黙の了解といたしますか、それが事務局に大きな負担をかけずに決定がされたようでございます。結果を国の選考基準に照らしてみますと非常に優秀な結果になっているというふうに、私は評価をしております。

ただ推進委員の方がなかなか手が挙がっておりませんで、募集期間の延長をしているところです。あともって皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

本日は議案はそれほど多くはございませんが、追加の案件もございしますのでよろしくお願いいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 9 番委員、12 番委員にお願いいたします。

議事に入る前に、皆さんのお手元にお配りしてございます議案第 53 号として上程してよろしいか、おはかりをいたします。いかがでしょう。(「異議なし。」の声あり)

それでは議案第 53 号を追加議案として追加いたします。

議事を進めてまいります。

議案第 50 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第 50 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 53 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [] さん ([] 歳)。譲渡人 [] さん ([] 歳)。土地の所在： []、他 1 筆。地目：畑。2 筆の合計面積： [] m²。農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：ウコンと野菜が 1 月から 12 月。事由：新規就農。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、新規就農の為、経営面積：0、申請人の経験年数：10 年、妻・10 年。農機具等の保有状況：トラクター・1、耕運機・1、管理機・1、動噴・1、草払機・1、軽トラック・1 です。非耕作地はございません。

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということ。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということ。『』

農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しない為許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号 53 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

譲渡人は農業委員も務めておられましたが、事故や病気により就農できなくなったため、土地を手放したいということで、今回の売買が出てきております。譲受人が長年借りておりましたので、引き継いで買取るということです。新規就農ということですが、農機もありますし、経験年数も10年ございます。

5ページをお願いします。上が県道です。[]を下に下がったところがございます。問題ないと考えております。以上です。

会長

整理番号53番について、皆さん方からご意見・ご質問いかがでしょうか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号53番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号53番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号54番です。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号54番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 []さん（ []歳）・ []さん（ []歳）、譲渡人 []さん（ []歳）。土地の所在： []、他1筆。地目：畑。2筆の合計面積： []㎡。利用状況：すべて畑。営農計画及び耕作期間：野菜と果樹が1月から12月。事由：新規就農。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、経営面積：0、申請人（夫）の経験年数：11年、妻・11年。農機具等の保有状況：管理機・1です。非耕作地はございません。

周辺地域との関係：『権利を取得しようとする土地は申請者の父親名義の土地であるが、両親の高齢化に伴い、この度経営規模を縮小したいということから受贈の意思があるか打診されたため、譲受人がこれを貰い受け現状（野菜類）のまま自作地の拡大を図る。なお、このような計画であることから周辺の農地や農業用上の利用に支障を及ぼす影響はない。』ということです。地域との役割分担：『区域内の奉仕活動による町内清掃作業等にも積極的に協力している。自家用ではあるが野菜等も栽培しており、病害の予防等、農業の持続発展に関する話し合い等へも積極的に参加している。』ということです。

農地法第3条第2項の各号に該当しない為許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号54番について、担当委員さんのご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

現地の確認と面談を行っております。新規就農でございます。果樹についてはタンカンを栽培しております。申請人は []を営んでおり兼業農家となりますが、農機具については管理機1台ですが、必要に応じて購入するという事です。農地を引き継ぐという事ですので問題ないと思います。以上です。

会長

整理番号54番について皆さん方からご質問・ご意見、ございますか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号54番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号54番は許可することに決定いたします。

続きまして9ページです。議案第51号。農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号20番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：

事務局長

譲受人 [] さん、譲渡人 [] さん。土地の所在： []、他1筆。地目：すべて畑。2筆の合計面積： [] m²。利用状況：すべて畑。2筆とも第1種農地です。事由：『現在借家住まいであり、自己の住宅及びゲストハウスを新築するため。』ということです。

転用目的及び事業計画：住宅・ゲストハウスが [] m²、多目的ホールが [] m²、倉庫が [] m²、通路・駐車場の所要面積が [] m²、庭・緩衝地等の所要面積が [] m²。建築面積の合計が [] m²、所要面積の合計が [] m²。

本申請地については8月に農振除外申請があがっております。合計面積 [] m²を宅地 [] m²、農地 [] m²に分筆して申請する予定でございます。

会長

整理番号 20 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

譲受人は [] におりますが、 [] で稲作をしております。本業は [] です。内容につきまして建築費が [] 円となっておりますが、母屋と倉庫、多目的ホールです。多目的ホールは奥さんがヨガのインストラクターだということで、ここで教えるようです。小部屋として3棟ありますが、友人を止める為だと思われそうですが、まだ計画が立っていない状況だそうです。土壁で作ってみたいということでした。分筆して残った農地もいずれ取得したいということです。

親子3人ですが地元で協力してくれておりますし、ここに住んでくれればありがたいと考えております。 以上です。

会長

整理番号 20 番についてご質問ございますか。

○番（農業委員）

分筆した農地を [] m²購入予定だという事ですが、30 a 未満ですが売買できるんですか。

○番（農業委員）

下限面積に足りない分は [] さんから貸借する話も出ているそうです。

会長

私が気になっているのが、残っている農地の中に [] m²の農業用倉庫を建てる予定になっておりますが、こういう計画を出してしまうと、一体利用ですので、この農機具用倉庫というのは多分許可が下りないと思います。200 m²であれば許可不要ということが皆さんの頭の中にあるかと思いますが、原則、『許可を受けなければいけない。ただし200 m²以下であれば許可は不要です。』と言われているわけであって、この計画でいくと住宅・ホール・倉庫・農機具用倉庫を含めて一体利用ですから、多分この農機具倉庫について、すぐに建設する計画がなければ、県は許可しないということも十分に考えられます。

それから先ほど担当委員からもありましたが、小部屋も予定が未定であれば、これは載せていいものか、気になるところです。

最終的に農業委員会が調査に行くときに「計画通りに出来上がっているかどうか。」という視点で判断いたしますので、いかななものかなど。県に進達する前に、本人と話しを詰めた方が良いんじゃないかと思っています。

もっと細かく言うと、今 [] m²のうち [] m²の転用許可を申請しているわけですが、許可も「 [] m²のうち [] m²の転用を許可します。」というふうにくるんですよ。そうすると、法務局に宅地申請するときには地番の特定が必要になりますので、もう一回申請をしないといけなくなるわけです。ですから本人も事務局も、分筆をして地番が確定した時に申請をするという方が面倒がないんですね。

ただ、許可申請上は可能です。本人が2度手間だけで。

事務局	この分筆の件については本人とも話をしたんですけども、分筆するのにお金がかかるので、もし不許可になった場合は無駄になりますので、許可が下りてから分筆したいということでした。
○番（農業委員）	僕が心配するのは、あとでほんとに貸借で土地を借りるんだらうかということです。許可が下りれば面積が足りてなくてもそのまま農地を使う事が出来るんじゃないかと。
事務局	今回の申請では上の 〇〇㎡だけの申請ですので、許可が下りても 〇〇㎡分の名義変更しかできません。
○番（農業委員）	でも売買は 〇〇㎡の値段で売買している訳でしょ。
事務局	<p>確認はしていませんけど、もし 〇〇㎡で売買していても、申請書は 〇〇㎡ですので 〇〇㎡の許可分しか所有権移転はできません。</p> <p>法務局でも分筆した上の方しか名義変更は認められません。下の農地は今後3条申請で、ここの所有権移転と貸借の申請をあげてもらえれば問題はありません。</p>
会長	農地取得が 〇〇円なので 〇〇㎡について売買が完了しているのではないかと。そうすると 〇〇㎡が非常に気になるというところだと思うんですが、こういうことはよくあることだと思います。例えば10年前に売買の領収書は持っているけども、名義はまだ変わっていないという事例もあります。〇〇㎡については申請人が買ったであろうけども、今のままでは名義を変えることはできません。
○番（農業委員）	本人は了解済みですか。
○番（農業委員）	本人が言いますには、今回は宅地とする 〇〇㎡だけの申請で、4月から5月にはここの農地の売買契約と足りない分の農地の貸借契約を結んで3条申請を上げる予定だということでした。
会長	<p>そういうことで、解釈をしてください。</p> <p>他にご意見ございませんか。</p> <p>（「ありません。」の声あり）</p> <p>整理番号20番について申請に同意することにご異議ございませんか。</p> <p>（「はい。」の声あり）</p> <p>整理番号20番は申請に同意することに決定いたします。</p> <p>続きまして整理番号21番・22番は関連がございますので一括で審議を進めたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>整理番号21番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 〇〇さん、譲渡人 〇〇さん。土地の所在： 〇〇、他1筆。地目：畑。2筆の合計面積： 〇〇㎡。利用状況：休耕地。第2種農地です。事由：『県道改良工事により立ち退きをすることになったため、新たに店舗付住宅を建築する。』という事です。転用目的及び事業計画：店舗付住宅の建築面積・所要面積が 〇〇㎡、通路の所要面積が 〇〇㎡、駐車場の所要面積が 〇〇㎡、庭・緩衝地等の所要面積が 〇〇㎡。建築面積の合計が 〇〇㎡、所要面積の合計が 〇〇㎡です。</p> <p>整理番号22番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 〇〇さん、譲渡人 〇〇さん。土地の所在： 〇〇、畑 〇〇㎡。利用状況：休耕地。第2種農</p>

事務局長

地です。以下は整理番号 21 番と同じですので省略いたします。
備考にございますように、整理番号 21 番と 22 番を一体利用するものです。

会長

整理番号 21 番・22 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

県道の改良工事ということですが、10 年ほど前に■■■■に両側歩道ができ、続けて■■■■にでき、次は■■■■ということだったんですが、県の財政が厳しいということで凍結を受けておりました。今年度になって設計書ができて、片側だけ歩道を作りましょうという話になりました。

申請人は■■■■をしておりまして、店の前に車が 2 台・3 台止まりますと交通に支障が出ておりました。その中で 10 件ほど民家が当たるんですが、家を造りなおさないといけない方が 4 名。■■■■さんが第 1 号でお店なんで集落の中心に置きたいんですけど、どうしても場所がなくて。19 ページの航空写真をお願いしたいんですが、■■■■の隣に今まで家庭野菜を作ったり作らんかったり、そこしかなくて集落で話して、ここにおちついたところですよ。

15 ページに資金計画がございますが、県からの立ち退き料がこのくらいだということで、それをそのまま経費に割り振ったということです。

そういうことで■■■■ではありますが、集落の為に転用を認めていただきたいと思っております。

会長

整理番号 21 番・22 番について皆さん方からご質問等ございますか。（「ありません。」の声あり）

整理番号 21 番・22 番について申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 21 番・22 番は申請に同意することに決定いたします。

事務局長

続きまして議案第 52 号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

議案第 52 号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求めます。

整理番号 20 番。申請人：■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、畑、■■■■㎡。第 2 種農地。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『時効取得により取得した時から申請地は山林の状態であり、今後も農地として活用する見込みがなく、農地に復元するにも多大な労力と費用を要することから申請する。』ということです。

申請地は■■■■から西に 1.5 km 程に位置し雑木が生い茂っている状態であり、農地に復元するには多大な労力と費用を要することから非農地とみてやむを得ないと思われま。

会長

整理番号 20 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

22 ページをお願いします。■■■■を上を上がります。以前から県道下は海風があがって塩害がありますので、申請があがってきたら認めております。畑として利用していたこともなく、山林化しておりますので畑に復元できる状況ではありません。 よろしく申し上げます。

会長

この場所は課税上、山林となっておりますので、利用状況調査にも出てきてない事情がございます。

整理番号 20 番について皆さん方からご意見・ご質問ございますか。

○番（農 業 委 員）	課税上山林になっているということは、所有者から申出があって、地目が変更されているわけですか。
○番（農 業 委 員）	本人もよくわかっておりませんが、59年に時効取得した際は、すでに山林だったということです。
会長	<p>考えられるのは国調の時に山林にしなければならぬ時に、畑のまま残ってしまった。あるいは以前の所有者が「畑にしたことなんてない。」ということで課税上だけ山林にしたか。</p> <p>昔は所有者が税務課に申し出れば畑を山林に。ということもあったそうです。今はできません。</p> <p>他にご意見ございませんか。 （「ありません。」の声あり）</p> <p>整理番号 20 番について非農地とすることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり）</p> <p>整理番号 20 番は非農地として認めることに決定いたします。</p> <p>続きまして議案第 53 号。「屋久島町農業施策に関する建議」書の提出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第 53 号。「屋久島町農業施策に関する建議」書の提出について、上記の議案を別紙のとおり農業委員会に関する法律第 6 条第 3 項（屋久島町農業委員会事務局処務規定第 2 条 12 号）の規定により提出します。</p> <p>（「平成 29 年度 屋久島町農業施策に関する建議書」 音読）</p> <p>（建議事項）</p> <p>1. 農業経営体の育成について （中略）</p> <p>そのため、将来にわたって本町農業を支える担い手を確保するため、認定農業者、認定新規就農者、「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体等に対する支援の強化を図っていただきたい。</p> <p>① 担い手農家への経営改善及び経営規模を拡大するための経営指導の強化を要望します。</p> <p>② 経営向上のための農業機械、施設等に対する補助制度の拡充を要望します。</p> <p>2. 鳥獣対策について</p> <p>農作物に被害を与える有害鳥獣の被害は毎年続いており、対策経費・労力も多大となり、農家の生産意欲低下に繋がり結果的に耕作放棄地の増かの要因となっています。</p> <p>① 防護柵等の設置を図るための補助金の継続支援とともに、補助率の引き上げに係る国・県への積極的な働きかけを要望します。</p> <p>② 農家と猟友会等の意見交換等、連帯強化を図るなど、多角的・広範囲での対策を要望します。</p> <p>③ 狩猟従事者の確保・育成の強化を要望します。</p> <p>3. 日本型直接支払制度について （中略）</p> <p>本制度の十分な活用と周知について、町当局の指導力を発揮し、積極的な取組を展開されるよう要望します。</p>

事務局長

4. 耕作放棄地対策について

高齢化の進展、農作物価格の低迷による後継者不足、農業生産基盤の未整備、鳥獣被害の拡大等により耕作放棄地は増加の一途です。山際にある営農条件不利農地、地域ごとに状況は異なりますが、町内全域で耕作放棄地の問題を抱えている状況であり、近隣農地だけでなく生活環境へも悪影響を与えているケースもあります。

- ① 関係機関による協議・検討を行うとともに、地域が必要とする営農条件の向上対策や「耕作放棄地解消事業」の継続した有効活用を要望します。
- ② 農地中間管理事業の推進に向けた体制及び関係機関との連携強化を要望します。

5. 農業委員会事務体制の強化について

これまで農業委員会は農地法に基づく許認可事務の他に、農地利用の確保・農地の効率利用の事務について「行うことができる」とされてきましたが。農業委員会等に関する法律の一部改正により、「おこなうべきもの」として任意業務から必須業務として位置付けられたところです。農業委員会は許認可業務だけでなく、担い手への農地利用集積・耕作放棄地の発生防止解消・新規農業者の参入促進に積極的に取り組んでいくべきものとして、農業委員会の担う役割がより強固に位置づけられました。農業委員会の果たす役割とその責任が大きくなる中で、業務をさらに適正に執行していくため、事務局体制の強化充実を要望します。 以上です。

会長

事務局から説明がございました。私の方から補足を申し上げます。

今までは「することができる」というかたちでしたが、28年7月から「しなければならない。行うべきもの。」と位置付けられております。

「しなくてはならない」といわれているものは「農地の利用最適化に関するもの」と、絞り込まれております。このことについて必ず意見を提出しなければならないというふうになっております。

そういうことから、ここに提案をさせていただいております。

そのようにご理解いただいた上で、皆さん方からご意見・ご質問、いかがでしょう。

○番（農 業 委 員）

この5番の「農業委員会の事務体制の強化について」ですが、以前から農林水産課と農業委員会局長が兼務になって、やってもらっているんですけども、農林水産課の業務は幅広くて兼務は無理じゃないかと思いつつながら。しかし素人がきてもなかなか難しいわけで、町の方にはお願いする必要があると考えます。

会長

何らかの対応・協議がなされることと思いますが、その際には私も今あがりましてご意見は当然思っておりますので。

○番（農 業 委 員）

局長は農林水産課でずっとやってきているから、農業委員会のことも詳しいだろうと、頑張ってもらっているところですが、他の人が来た時には参ってしまうだろうと思いますね。

会長

他に皆さん方からなければ、議案第53号。「屋久島町農業施策に関する建議」書の提出について、このように提出することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

会長

このように決定をいたします。

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第 12 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時15分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

9 番

12 番

平成 29 年 3 月 23 日

屋久島町農業委員会会長 鎌 田 秀 久